

一九林第一八七五號

昭和十九年四月十七日

農商省 山林局長

知事 殿

瓦斯用薪炭ノ自營生産ニ關スル件

瓦斯薪炭ノ供給ニ關シテハ決戦下輸送力増強上之ガ確保ニ萬全ヲ期スルノ要アルハ論ヲ俟タザル所ニシテ先般實施相成リタル價格竝ニ規格ノ改訂モ全ク右ノ趣旨ニ基クモノニ有之又今般薪炭配給統制規則ノ改正ニ伴ヒ瓦斯用木炭ノ自營生産ハ今後普通木炭ト同様同規則ニ依リ貫官ニ於テ處理ノコトト相成候モ自動車業者等ノ行フ自營生産ノ現状ニ見ルニ勞務、資材其ノ他ノ關係ヨリ既定ノ生産計畫確保上往々支障ヲ來スモノアルノミナラズ配給上ニモ遺憾ナル場合有之様被存候ニ付テハ

1329

一 自營生産ノ許可ハ既定計畫ノ確保ヲ第一義トシ止ムヲ得ズ許可相成ル  
場合ハ左記ニ依リ嚴重監督ノ上實施相成度依命此段及通牒候也

記

一 薪炭全級ノ需給上眞ニ増産トナル場合ニ非ザレバ之ヲ認メザルコ  
ト

二 計畫生産ノ對象トナラザル立木資材ニ付生産スルモノトシ其ノ買  
入價格が具ノ他ノ生産者ノ原木林買入ニ影響ヲ及ボサザル様指導ス  
ルコト

ルコト

三 生産許可ハ原則トシテ公共團體ノ如キ公共性アル團體ニ對シ行フ  
コト尙下請等ニ依リ直接生産ヲ爲サザル場合ハ之ヲ認メザルコト

四 勞務ニ關シテハ自動車關係勞務者ヨリ新職ニ養成シタル者ノ使用、  
都市等ノ勤勞奉仕等ニ依ルモノトシ地元勞務ニ依ル本來ノ生産ニ支  
障ナキ様特ニ指導セラレ度キコト

障ナキ様特ニ指導セラレ度キコト

五 生産數量及移出入量ニ付テハ嚴重ニ取締ヲ爲スコト尙消費量ハ使

用承認書ノ限度ヲ超エザルコト

六 需給ヲ明確ナラシムル爲使用承認書ヲ超エ生産シタル場合其ノ儘  
必要アル場合ハ政府ニ於テ一但買上ヲ爲シタル上適正ナル配給ヲ爲  
スコト

七 以上ニ依リ許可ヲ爲シタル場合ハ其ノ生産計畫ハ生産個所、生産  
數量、生産者、勞務狀況等ヲ山林局長ニ報告スルコト